

第7章 「ホイド清水」出土の木簡

国立歴史民俗博物館 平 川 南

第1号木簡

□件楠請取 閏四月廿六日 寺書生仙□氏監

(比較) 上田三平氏釈読

件楠請取 閏四月廿六日 寺壽生仙氏監

(22.3)×2.4×0.5 019

〔上田三平『史蹟精査報告第3 弘田柵址』文部省 昭和13年〕

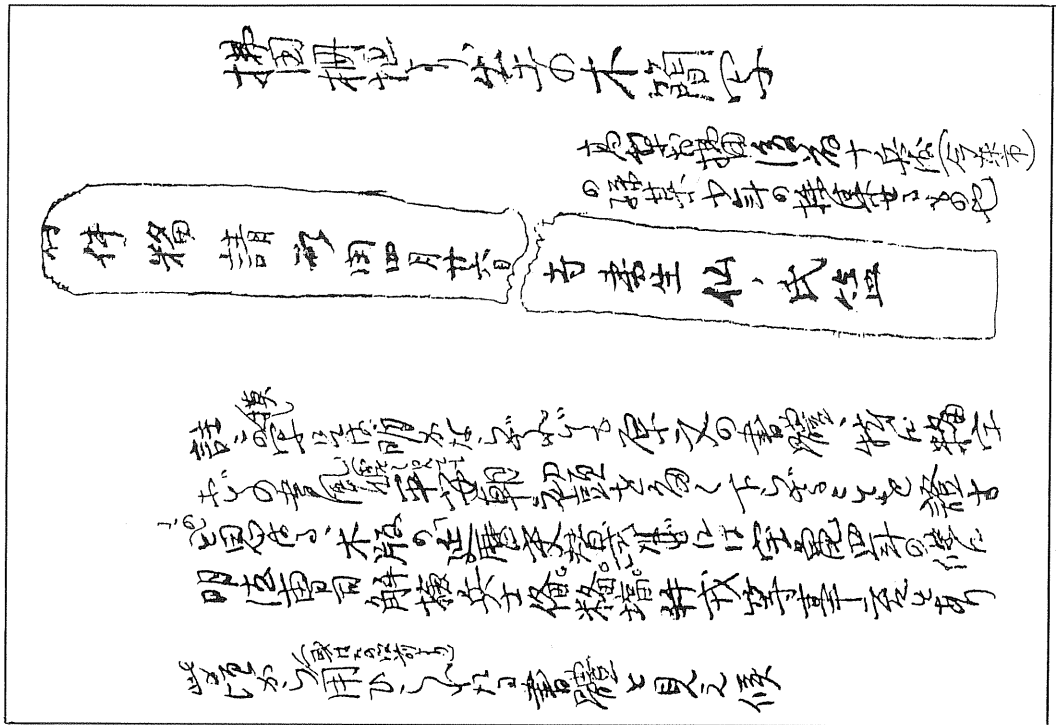
上記の報告書によれば、「(長森の北部) 井泉趾の東約二・三尺を離れた土中に二片に分離した木札を発見した。材は檜か杉か判明せぬが、長さ約七寸三分五厘(二片を継ぎて)、幅約八分、厚さ約一分五厘、上端は少しく欠け、又中央より稍下方にて二個に折れている。表面の両側に面取を施し、其の中央に左の墨書がある(下略)」とある。

また、上田氏は『指定史蹟弘田柵址』(高梨村史蹟保存会昭和7年)で、この木札について、「月日の下の記名は甚だ削磨して読み難きも上方の楠請取は極めて明確であるから此の遺跡の性質を決定する遺物として極めて貴重なものである」と述べている。一方、滝川政次郎氏は「寺壽生」という読みについて、「短冊考—弘田柵址出土の木札について—」(『古代学』7—2、昭和33年)の中で、疑問を提示している。しかし、上田報告の木簡はその後、所在不明となってしまった。加えて、報告書には写真も実測図もないだけに、上田氏の釈読の是非も検証しようがなかった。

ところが、最近、一通の書簡が発見され、釈読の検討に役立つことが明らかになった。この書簡は弘田柵跡の発見者の一人後藤宙外氏から地元の高階秀彦氏にあてた昭和13年4月18日付のものである。関係部分は次頁のとおりである。

木簡の寸法も上田氏の報告と合致するだけに、これは実測図に相当するある程度正確な模写とみられる。問題の「寺壽生」は「寺書生」と改めるべきで、「仙」と「氏監」との間の「ノ」は意味不明である。^{〔註1〕}

なお、後藤宙外は、昭和7年12月15日・19日の2回にわけて、『仙北新報』紙上に載せた記事の中で、次のような指摘をすでに行なっている。^{〔註2〕}



「(前略) その下の「寺壽生」は議論のあるところで墨書の鮮明でない故もあるが、人により之れを別様に読むべしとする意見もある。喜田貞吉博士が昭和五年十二月、二回目に弘田柵址へ来訪の際、同地の池田禮治氏邸の奥座敷に於いて、此の木簡を親しく一見せられて、「壽生」と上田氏の読まれたのを「書生」と読むべきであると述べられたのであった。私も喜田博士の説の方が正しいと思う。「仙氏監」の仙の字も疑へば疑わるが、何しろ墨痕がおぼろであるから確かな判断は出来かねる。しかしながら「壽生」は誤であって「書生」と見るのが正しいことだけは明かである。(後略)」

また、「閏四月」を8世紀から9世紀にかけてみるならば、養老六年(722)、天平宝字四年(760)、弘仁八年(817)、斉衡二年(855)、貞観十六年(874)に存在する。

しかし、本木簡からだけでは、いずれとも決めがたい。

第2号木簡

- 飽海郡少隊長解 申進□□□□^(事カ)
- 六月十二日 少隊長春日□継

29.4×2.9×0.7 011

藤井東一「拂田柵」(「秋田考古学会誌」第2巻第4号、昭和5年)によれば、次のように発見当時の様子を述べている。

「(昭和五年)九月七日、厨清水の脇を発掘し、多数の文字ある土器を採集した。(中略)それから幅一寸、厚さ二分五厘、長さ一尺位の板片に沢山の文字を表裏に書いてあるものがある。これは浜田耕作先生著通論考古学の写真版にある木簡と言ふものによく似て居る様に、我々素人には考えられる。文字は表は最初の文字は館と読むことが出来る。二字不明。次は隊のやうに見える。其下は長判然と読めて、一字不明、申らしいが判然しない。其下文字ばかりあるが、判断が出来ぬ。裏面は中途から六月十らしく見える。其下二字不明。養らしい字、一字不明。(下略)」

ところが、この木簡は藤井氏の記録以後、最近まで所在が不明であったが、1975年12月、弘田池田家の文庫倉から再発見されたのである。現状は風乾状態であるが、完形品で、文字も事書の貢進品目の部分の右半分の墨痕がほとんど失われている以外は、比較的良好である。今回、赤外線テレビカメラを使用して判読した結果は上記のごとくで、藤井氏の釈読を一部訂正し、^{〔註3〕}なおかつ、筆者の旧釈文をも訂正した。

内容は解の書式をとる軍団関係の貢進文書と考えられる。貢進品目は不明である。隊長は軍防令軍団大穀条に規定のある隊正(五十長)のことである。ただし、少隊長の用例は管見の限りでは知らない。出羽国の軍団は一団のみで、その所在郡は明らかではない。

「飽海郡少隊長」としたのは、次のような例と同様に理解すればよいであろう。

『続日本後紀』承和七年(840)二月癸亥条

陸奥国柴田郡権大領文部豊主。伊具郡・擬大穀陸奥真成等戸二烟。賜姓阿倍陸奥臣。同國人文部繼成等州六人賜姓下毛野陸奥公。(『続日本後紀纂話』は同十五年五月紀により伊具郡の下に人磐城団の四字を補う)『続日本後紀』承和十五年(848)五月辛未条

(前略)伊具郡麻績郷戸主磐城団擬主帳陸奥臣善福。色麻郡少飽外正七位上勲八等同姓千繼等八烟賜姓阿倍陸奥臣。

すなわち、飽海郡は「少隊長春日□継」の本貫を示すのであろう。

第3号木簡

- ・□十火 大糧二石八斗八升
- ・□二斗八升 合

(15.3)×2.3×0.5 019

1972年10月、地元の一高校生が「ホイド清水」で表面採集して発見したものである。上半部欠損。現状は風乾状態。

内容は公糧（大糧）の請求文書かと考えられる。

兵士の公糧は、軍防令兵士備糒条に「凡兵士。人別備糒六斗。塩二升。并当火供行戎具等。並貯当色庫」とあり、食料、兵器を自備することとされている。その後も陸奥国の兵士に関する史料、『類聚三代格』弘仁六年（815）八月二十三日官符では、兵士らは「因循前例。可食私糧」とされ、また『続日本後紀』の承和十年（843）四月丁丑条にも「兵士年役。六十箇日。分結六番。以旬相代。口食私糧。身直城塞」と見え、この頃までは、上番兵士は私糧を食するという令制の建前は維持されていたように判断される。

この方針は史料の上では、出羽国に関しては、『三代実録』元慶五年(881)三月二十六日条によれば、元慶四年以前に出羽国二城(秋田城・雄勝城)の兵士一千人は日糧八合の番上糧を支給されていたことは明らかである。また、『延喜主税式』に陸奥国の例として、次のような規定がある。

凡陸奥国兵士間食料米二千八百八十斛人別日八合。

割_年中所輸租穀内 毎年充之。

この兵士の年間の間食料「二千八百八十斛^{人別日}」の算出法は、『類聚三代格』弘仁六年(815)八月廿三日官符に見える「分配番上兵士一千五百人^{兵主五千人}」により、人別8合×
 $1,000人 \times 360日 = 2,880石$ となり、その場合、本木簡の「二石八斗八升」は兵士一人の年間の食料米に相当することになる。つまり、兵士十火=100人とすれば、人別二升八合八勺、日数にして、3.6日分の請求額となるのである。

兵士は『続日本紀』慶雲元年(704)六月丁巳条に「勅。諸国兵士。国別分為十番。每番十日。教習武芸。必使齊整。令条以外。不得雜使」と規定されたように、10番に分かれ、10日交代だから、年平均36日番上ということになる。この点について、高橋崇氏もすでに指摘しているように、3.6日分という日数は、年平均36日番上に何らかに関連すると思われるだけに、今後、大いに検討する余地を残している木簡といえよう。

第15号木簡

- 貳佰枝進

- 〔陸力〕〔信力〕 〔弥力〕〔郷力〕
 ・ □□□□□□□□ 若櫻マ弓
 〔寶力〕
 □□□□ 字四年六月廿六日

$$(19.5) \times 2.2 \times 0.5 \quad 019$$

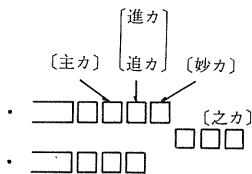
1980年12月、「ホイド清水」北側側溝で採集されたものである。

上端を若干欠くが、文字の欠損はないと判断できる。墨痕は全体的にきわめて薄く、赤外線テレビカメラで、わずかに確認できる程度である。

内容はおそらく、貢進文書木簡と考えられる。貢進品目は不明である。貢進先についても、墨痕の比較的良く残存している部分を手がかりにするならば、常陸国信太郡阿弥郷と推定することが可能であろう。「阿弥郷」は、『和名類聚抄』刊本郡部の信太郡の項では「阿彌」、高山寺本では「阿弥」とあるが、『延喜式神名帳』によれば、信太郡に「阿弥神社」が存する。阿弥郷は現在の霞ヶ浦に面した茨城県土浦市阿見に比定される。

文書の年紀は「字」は明確に読みとれ、「寶」も墨痕をかすかに残しているので、天平宝字四年（760年）とみて間違いないであろう。

第16号木簡



(17.0)×3.2×0.6 019

第17号木簡

×解 申請借稻×

(11.2)×2.2×4□081

上・下端とも欠くが、文字はきわめて鮮明である。裏面には文字を確認できない。

内容は請求文書で、借稻に関するものである。借稻は借貸稻を意味しているであろう。なお1975年の第7次発掘調査で、外郭南門跡近くの土壌跡（S K60）出土の第6号木簡に「假粟」の語がみえ、^{〔註5〕} 仮貸の粟と理解したのである。

〔附 記〕

「ホイド清水」は早くは昭和5年、2点の木簡（第1号、第2号木簡）を出土した注目すべき遺構である。その後も、その付近から木簡が数度採集されたことから、「ホイド清水」の本

格的な発掘調査の開始が待望されていたのである。しかし、今回の発掘調査の結果、井戸跡自身は予想以上に攪乱され、遺物の遺存状態も良好ではなかった。

「ホイド清水」出土の木簡の全般的な傾向としては、木簡の遺存状態がきわめて悪いという点が、まず指摘できる。完形のもものがほとんどなく、また、墨痕も薄いのである。形状は欠損してはいるが、ほとんど短冊型と推測される。

内容的には、文書木簡に限られ、付札類は認められないのが大きな特徴である。年紀については、やはり、第15号木簡の「□字四年」が注目されるであろう。これは、第7次発掘調査において、外郭南門跡近くの土壙跡（SK60）から出土した第4・5号木簡に記す「嘉祥二年」（849年）よりさらに古く、弘田柵跡が少なくとも8世紀後半には機能していたことを示す重要な資料となるであろう。したがって、例えば、第1号木簡の「閏四月」についても、すでに記したように、8世紀から9世紀にかけて養老六年・天平宝字四年・弘仁八年・斉衡二年・貞観十六年のいずれかがあたるとすれば、当然、天平宝字四年が有力となってくるであろう。その他の木簡についても、内容的に8世紀後半としても、矛盾なく理解できそうであるし、一方、年代を与えられることで、大きな問題を生ずる木簡もあるようである。しかし、これまで「ホイド清水」出土の木簡として、一括して扱われてきているが、本文中にも記述するように、木簡は井戸跡およびその周辺から採集されたもので、出土地点および層位等において不明確な点が多いだけに、今しばらくは、木簡相互の比較検討は差し控えたい。この点については、今後、「ホイド清水」の井戸跡周辺の発掘調査の進行をまって、全体的な検討を実施する必要があるであろう。

註1 参考までに、「仙」という墨書土器が弘田柵跡近くの藤木遺跡（大曲市藤木二本柳字谷地）、男鹿市の小谷地遺跡（男鹿市脇本小谷地）から出土している（『秋田県の考古学』吉川弘文館1967年）。

註2 全文は船木義勝「出土木簡事始」（『古代学研究』第92号1980年）に紹介されている。

註3 拙稿「東北地方出土の木簡について」（『木簡研究』創刊号1979年11月）

〔旧釈文〕

・ 飽海郡隊長解 申請□□□□^{〔事カ〕}

・ 六月十二日 隊長春日旅□^{〔掃カ〕}

註4 高橋崇「『弘田柵』出土木簡について」（『アルテス・リベラレス』（岩手大学人文社会科学部紀要）第30号1982年7月）

註5 拙稿「弘田柵跡出土の新木簡について」（『日本歴史』第357号1972年2月）